

令和2年
4月1日
以降

～患者さん、ご家族の皆さんへ～ 重要なお知らせ

初診時選定療養費（改定） 再診時選定療養費（新設）について

現在、わが国では「医療機関の機能分担」が推進されており、日頃の診療は、地域の身近な「診療所・クリニック」といった“かかりつけ医”にお願いをして、より専門的な検査や治療が必要な場合は“かかりつけ医”に紹介状を書いてもらい「病院」にかかるという制度があります。多くの病院では、患者さんが大きな病院に集中しないよう、また、より重症な患者さんの診療をできるよう、この制度を取り入れています。

当院は地域医療の中核を担う「地域医療支援病院」として、地域の“かかりつけ医”と連携し、“かかりつけ医”では対応が困難な急性期や高度の治療・検査等が必要な患者さんを受け入れています。その後、状態が落ち着き次第“かかりつけ医”へご紹介することにより病院と診療所の役割分担を進めております。

みなさまのご理解、ご協力をいただけますようお願い申し上げます。

選定療養費 種類	対象者	改定・新設	
		【前】 令和2年3月31日まで	【後】 令和2年4月1日から
初診時 選定療養費	初診の際に、他の医療機関からの紹介状を持参せずに受診された場合	3,300円 (税込)	改定 5,500円 (税込)
再診時 選定療養費	状態が落ち着き、当院担当医が他の医療機関へのご紹介を申し出た後も、当院での診療を希望し受診された場合	なし	新設 2,750円 (税込) ※受診の都度ご負担

《ご負担の対象とならない場合》

- 救急搬入などの救急患者
- 他の診療科で継続通院が必要な方
- 国の公費負担医療制度の受給対象者
- 特定の障がい、特定の疾病等により各種公費負担制度の受給対象の方
- 治験、労災、公務災害、交通事故、予防接種の場合
- その他、医療機関が直接受診する必要性を認めた場合